

2026年5月8日

各位

会社名 株式会社ニチリョク  
代表者 代表取締役社長 渡邊 将志  
(コード番号 7578)  
問合せ先責任者 取締役経営統括本部長 服部 聡昌  
(TEL 03-6281-8470)

**第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却の完了並びに第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の払込完了に関するお知らせ**

当社が、2026年4月16日開催の取締役会において決議し開示した次の事項につきまして、経過をご報告します。

1. 第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却の件

2026年5月7日、発行要項に定める取得事由に基づき、残存する第3回新株予約権の全部を取得し、消却いたしました。なお、第3回新株予約権の取得及び消却の概要は、以下のとおりです。

① 新株予約権の名称	株式会社ニチリョク第3回新株予約権
② 新株予約権の割当日	2025年5月1日
③ 発行新株予約権総数	23,971個
④ 本日現在までの行使済新株予約権数	0個
⑤ 行使期間	2025年5月2日から2027年4月30日まで
⑥ 取得及び消却する新株予約権の数	取得日時時点で残存する全ての第3回新株予約権
⑦ 取得価額及びその総額	第3回新株予約権1個当たり金44円（総額最大1,054,724円）
⑧ 取得日及び消却日	2026年5月7日
⑨ 消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の件

第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関し、2026年5月7日付で払込が完了いたしました。それぞれの概要は、以下のとおりです。

(1) 第三者割当による新株式の概要

① 払込期日	2026年5月7日
② 発行新株式数（募集株式の数）	普通株式1,067,900株
③ 発行価額	1株につき金103円
④ 調達資金の額	109,993,700円
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 LCAO 790,300株 MAP246 85,400株 BEMAP 192,200株
⑥ その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

①	払込期日	2026年5月7日
②	新株予約権の総数	40個
③	社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、第1回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
④	当該発行による潜在株式数	当初転換価額(110円)における潜在株式数: 4,545,454株 下限転換価額(60.5円)における潜在株式数: 8,264,462株
⑤	調達資金の額	500,000,000円
⑥	転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額は、110円とします。 但し、2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日(以下、個別に又は総称して「第1回CB修正日」といいます。)において、当該第1回CB修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとします。以下同じです。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第1回CB修正日価額」といいます。)が、第1回CB修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1回CB修正日以降、第1回CB修正日価額に修正されず。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である60.5円(当初転換価額に55%を乗じた額)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
⑦	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧	割当予定先	GP上場企業出資投資事業有限責任組合
⑨	利率及び償還期日	利率: 年率0.5% 償還期日: 2031年5月7日
⑩	償還価額	本社債の金額100円につき金100円
⑪	その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、GPファンドとの間で、第1回新株予約権付社債の割当予定先が第1回新株予約権付社債を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要することや優先交渉権等を規定する第1回新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約(以下「第1回CB引受契約」といいます。)を締結いたします。

(3) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

①	払込期日	2026年5月7日
②	新株予約権の総数	20個
③	社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金90円 但し、第2回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
④	当該発行による潜在株式数	当初転換価額(103円)における潜在株式数: 1,941,747株 下限転換価額(73円)における潜在株式数: 2,739,726株
⑤	調達資金の額	180,000,000円
⑥	転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額は、103円とします。 但し、2026年11月7日及び2027年5月7日(以下、個別に又は総称して「第2回CB修正日」といいます。)において、当該第2回CB修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「第2回修正日価額」といいます。)が、第2回CB修正日に有効な転換価額を1円以上上

	回る場合又は下回る場合には、転換価額は、第2回 CB 修正日以降、第2回 CB 修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である 73 円（当初転換価額に 70%を乗じた額）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 15 個 MAP246 2 個 BEMAP 3 個
⑧ 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない。 償還期日：2028 年 5 月 2 日
⑨ 償還価額	本社債の金額 100 円につき金 100 円
⑩ その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、第2回新株予約権付社債の割当予定先との間で、第2回新株予約権付社債の割当予定先が第2回新株予約権付社債を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する第2回新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約（以下「第2回 CB 引受契約」といいます。）を締結いたします。

(4) 第4回新株予約権の発行の概要

① 割 当 日	2026 年 5 月 7 日
② 新株予約権の総数	170,982 個
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 15 円
④ 当該発行による 潜在株式数	17,098,200 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択決議（以下に定義します。）をした場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合、上限行使価額はありませぬ。下限行使価額は 57 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤ 調達資金の額	1,763,679,330 円（注）
⑥ 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は 103 円とします。  本新株予約権については、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「新株予約権修正日」といいます。）において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の 5 取引日目以降本新株予約権の行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、新株予約権修正日に、新株予約権修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本新株予約権の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとなります。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は 57 円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%）となります。
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 67,327 個 MAP246 7,278 個

	BEMAP 16,377 個 バリュアアップ・ファンド 80,000 個
⑧ その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、本新株予約権の割当予定先との間で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ③ 行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、LCAO、MAP246、BEMAP 及びバリュアアップ・ファンドが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権に係る新株予約権引受契約（以下「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上